

第16回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 館石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員
下條洋平主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第43号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第4 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第5 報告第45号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第6 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第8 議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議 長

見事の秋晴れとなりまして、飯豊町内の方の稲刈りの方も、ほぼほぼ終わったのかなと思うところでありまして、近隣の市町村、川西町とかでも雑草などで難儀しているみたいですが、またそれを諦めた人もいるみたいで、なかなか今年は大変だったのかなと、また品質とかそういう部分は農協の方から情報がまだ上がってきていないわけですが、金額が上がったということで、皆さんも少しは、懐が豊かになるのかなと、安堵しているところでもあります。また、最近は選挙が近いということで、衆議院の選挙、また、飯豊町の町長選挙ということで、2つの選挙が同時に今運動をされているということで、なかなか、身を隠すのが大変な状況でもありますけれども、以上と言って、挨拶しているわけですが山手の方にもいっぱい入ってきますのでね、なかなか、仕事の合間に話を聞いたりってことしているわけでもありますけれども、国の方向付けを決める、大事な選挙でもありますし、また、飯豊町のこれからの方向性を決める大事な組長の選挙でもあります。皆さんの大切な1票を大切な人に投じていただきたいと思います。以上であります。それでは、ただいまより第16回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「会議録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、4番渡部由美子委員、5番長岡賢市委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第43号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補

それでは非農地証明交付申請による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字財津堂 1457-17 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 17.08 m ²	

非農地となった時期および事由ですが、土地の舗装を行ったためです。非農地証明事務取扱要領に基づき、9月19日、齋藤祐一委員、後藤康則委員、安部会長の農業委員3名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上、報告致します。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第4報告第44号

「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人		〇〇〇
	申請地	椿字神明前 1965-12 はじめ 5 筆	
	地目地積	畑 5 筆で 423.08 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人		〇〇〇
	申請地	添川字鶴シテ 2513-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 5 筆で 20,606 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 5 月 9 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 7 月 7 日、あっせんの希望はありません。以上、2 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 報告第 4 5 号「農地法第 1 8 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 1 8 条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字下野 90-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,528 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字下野 90-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,528 m ²	

数年前に転用許可が出ていて許可が出て降りました。農地台帳から漏れていて、農地のままになっていたのので、改めて解約したものであります。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 5 6 号「農

地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。
所有権移転が1件になります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3211 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 837 m ²	

以上1件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。7番手塚康博委員

手塚委員 今回の案件であります、〇〇〇のすぐ自宅前に、〇〇〇が以前住んでたわけなんです、現在もう引っ越しされていない状態になっております。住む前の土地に農地がありましたので、これを今回、〇〇〇に譲るっていうことで話になったところあります。ご存じの〇〇〇については、家族とともに農業を営んでおりました何ら問題ないと思っておりますので、ご審議をお願いしたいと思っております。

議長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道上 1500-68	
	地目地積	畑 1 筆で 7.92 m ²	

転用事由について説明します。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は自己の車庫を建設するものです。工事着手は、許可後で、令和 6 年 12 月に完了予定です。補足説明を行います。事業費は 450 万円となっております。資金計画につきましては全額自己資金の予定です。取水・排水計画については、取水、汚水・生活雑排水は該当なし、雨水は地下浸透であります。被害防除計画について説明いたします。切土造成を行い法面が発生しますが、植生シートによる法面保護を行い、近傍農地への影響については建物の高さを加減するなどし、被害防除に努めます。以上の内容について、10月21日に地元農業委員の手塚委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、申請地は申請農地から概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設の存する第 3 種農地であると判断されます。第 3 種農地の転用は、原則許可できるとされております。以上私から説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。7 番手塚康博委員

手塚委員 ただいまの下条担当の方から話があった通り、この場所については石原地区の住宅地内にある、畑で自己保全管理されてる畑ってありました。この場所を〇〇〇が駐車場として利用するというようなことでありましたので、その近隣でありました。全く問題ないと思いましたので、ご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

議長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員賛成です。よって承認することに決定することに決定しました。続きまして、日程第 8 議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。利用権設定は 1 件であります。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字仲洞一 6417	
	地目地積	田 1 筆で 700 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。8 番遠藤智行委員

遠藤委員 〇〇〇の土地なんですけれども、この田んぼは、ちょっと離れてて、自宅から、それに 7 畝という小さい田んぼなもので、それを〇〇〇に買ってもらったということでした。双方とも金額的に何ら問題なさそうなので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 16 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 9 時 52 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 25 日

議 長 安部 数幸

署名委員 (4 番) 渡部由美子

署名委員 (5 番) 長岡賢市